

小児慢性特定疾病医療費支給認定を新規に申請される方へ（必要書類）

① 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書兼同意書【必須】

- ・ 申請者は被保険者（国民健康保険の場合は、住民票上の世帯主（世帯主が保護権を有していない場合は患者の保護権を持つ方））になります。
- ・ 単身赴任等で被保険者が患者（児）と同居していない場合、患者と同居している保護者が申請者になることができます。なお、申請者が患者とは別の医療保険に加入している場合は、世帯調書の下段の「申請者」欄に記載してください。
- ・ 重症申請をされる方、人工呼吸器を装着されている場合及び世帯内に小児慢性特定疾病又は難病医療費の助成を受けている方がいる場合は「自己負担限度額に関する特例」欄の該当する項目に○を付けてください。
- ・ この医療費助成制度は、都道府県等の指定を受けた病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション（指定医療機関）でのみ医療費助成を受けることができます。受診する病院・診療所・薬局・訪問看護ステーションについて、指定小児慢性特定疾病医療機関であることを御確認の上、記載してください。（指定医療機関は所在地の都道府県等のホームページに公表されています。）

② 小児慢性特定疾病医療意見書【必須】

- ・ 診断書（意見書）の有効期間は、申請日から起算して3か月以内に記載されたものです。
- ・ 指定医制のため、指定医のみが診断書を記載することができます。指定医以外の医師が記載した診断書は無効になります。
- ・ 意見書の様式は、指定医療機関が国の定めた様式を用意して作成します。

③ 健康保険の資格確認のための提出書類（令和7年12月1日以降）【必須】

提出対象者

- ・ 患者が被用者保険（健康保険組合・共済組合などの社会保険）に加入している場合
患者と被保険者の分の提出書類
資格確認書の写しを提出される場合で、患者の提出書類に被保険者の氏名が記載されていれば、被保険者の提出書類は不要。
- ・ 患者が国民健康保険（区市町村、国民健康保険組合）に加入している場合
住民票上の世帯全員分の提出書類

提出書類とは 次のいずれか。

- ・ 資格確認書の写し
- ・ マイナポータルから確認できる「資格情報画面」のスクリーンショットを印刷したもの
記号・番号・枝番、氏名、生年月日、資格取得日、被保険者氏名（世帯主氏名）、本人・家族の別、保険者番号、保険者名称がすべて表示されているもの

生活保護の方は、生活保護受給証明書（医療扶助と記載のもの）をご提出ください。

④ 世帯調書【必須】

- ・ 同一の健康保険に加入している方々を世帯とみなします。詳細は記載例のとおりです。
- ・ 下表のとおりマイナンバーを必ずお書きください。対象者の範囲は下記のとおりです。

患者が加入する健康保険等	マイナンバーの記載が必要な方
--------------	----------------

	申請者	患者	被保険者	その他世帯員
被用者保険（健康保険組合、共済組合などの社会保険）	○	○	○	×
国民健康保険（区市町村、国民健康保険組合）			—	○ （世帯員全員）
生活保護			—	×

- 同一世帯に、小児慢性特定疾病又は難病医療費の助成を受けている方がいる場合は、受給者番号を記載し、難病医療費については受給者証の写しと、難病患者の健康保険の資格確認のための提出書類（③参照）を添付してください。自己負担上限額が世帯単位で按分されます。

例：同一世帯に難病の認定者があり、難病の上限額が3万円、小児慢性の上限額が1万円の場合
 難病の上限額 $3万円 \times (3万円 \div (3万円 + 1万円)) = 2万2,500円$
 小児慢性の上限額 $3万円 \times (1万円 \div (3万円 + 1万円)) = 7,500円$

⑤ マイナンバーを確認する書類【必須】

④世帯調書でマイナンバーを記載した方について、下記のいずれかの書類を添付してください。

- マイナンバーカード（個人番号カード）（両面）写し
- 通知カードの写し
- 個人番号通知書（写し）

マイナンバー連携により、住民票の写し、区市町村民税課税（非課税）証明書、生活保護受給証明書等の提出を省略できます。

マイナンバー連携を希望しない場合は、次の年度の住民税課税（非課税）証明書をご提出ください。

申請日	必要な書類
令和7年7月から令和8年6月まで	令和7年度住民税課税（非課税）証明書
令和8年7月から令和9年6月まで	令和8年度住民税課税（非課税）証明書

⑥ 公的年金等の収入等にかかる書類

住民税非課税世帯※1で、申請者（患者が18歳以上の場合は患者）が次に掲げる公的年金等の収入がある場合は、金額を証明する書類※2をご提出ください。

- ※1 患者が被用者保険に加入の場合は、被保険者が住民税非課税の場合
 患者が国民健康保険の場合は、加入者全員が住民税非課税の場合

- ※2 申請日が1月から6月の場合は一昨年、7月から12月の場合は昨年1年間の金額を証明する書類

特別障害者給付金、障害年金、遺族年金、寡婦年金、労災保険による傷害補償に関する給付、国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項による福祉手当

⑦ 委任状

- 申請書類の提出を、申請者本人ではなく別の者が行う場合のみ必要になります。

【例】申請者が父で、申請書類を提出する者が母の場合、父から母への委任状が必要

⑧ その他の書類

- 特定疾病療養受療証（マル長）を所有している場合は、必ず写しを添付してください。
- 申請者が里親や児童養護施設長の場合は、児童相談所が交付する受診券（マル児受診券）の写しを添付してください。
- 重症申請をされる方は「小児慢性特定疾病重症患者認定申告書」が必要です。
- 人工呼吸器等の認定申請をされる方は「人工呼吸器等装着者申請時添付書類」が必要です。

- ・他の区市町村から転入された場合は、転出元の自治体で発行された受給者証の写しを添付してください。

申請書類提出者の身元確認

マイナンバーを記載した申請を受け付ける場合、申請書類を提出する方の身元確認を行います。

身元確認は、下記「確認証A」又は「確認証B」を市町村の申請窓口に提示することにより行いますので、申請書類を市町村の申請窓口に出す方は、「確認証A」又は「確認証B」を御用意ください。

確認証A

- **本人の顔写真、氏名、生年月日又は住所**が掲載されている官公署の発行した証、又はそれに類するもの

個人番号カード、運転免許証（経歴証明書でも可）、旅券（パスポート）、在留カード、住基カード、特別永住者証明書、身体障害者手帳、船員手帳、小型船舶操縦免許証、戦傷病者手帳、海技免状、猟銃・空気銃所持許可証、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳、官公署がその職員に対して発行した職員証 等のうちいずれか1つ

確認証B

- 上記、**確認証Aの提示が困難な場合**（本人の氏名と、生年月日又は住所が掲載されていることが条件）

健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、ひとり親受給者証、生活保護受給証明書、母子健康手帳、官公署が交付した証 等のうちいずれか2つ

注1）提出者の**身元確認については、確認証Aで行うことが原則**です。そのため、確認証Bにつきましては、確認証Aを所有していない場合のみ使用することができます。

注2）確認証に記載されている住所、氏名又は生年月日について、記載内容と事実と相違がある場合は、変更等をしたことを証明する書類（住所は住民票（住所履歴記載のもの）、氏名は戸籍抄本等）が別途必要です。

【申請書類の提出窓口】

施設名	住 所	電話番号
葛飾区保健所 （保健予防課保健予防係）	葛飾区青戸4-15-14 （健康プラザかつしか内）	03-3602-1274
金町保健センター	葛飾区金町4-18-19	03-3607-4141
新小岩保健センター	葛飾区西新小岩4-33-2 （にこわ新小岩内）	03-3696-3781
水元保健センター	葛飾区東水元1-7-3	03-3627-1911
堀切区民事務所	葛飾区堀切3-8-5 （堀切地区センター内）	03-3693-4184
高砂区民事務所	葛飾区高砂3-1-39 （高砂地区センター内）	03-3659-3336